

2019年11月28日(木)
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 大倉、西村
ダイヤル 052-961-7255
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 宮本、木村
内線 3045、3050
ダイヤル 052-954-6225

小牧市における土壌汚染について

小牧市が、小牧市民病院において土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、同市から愛知県に報告がありました。

県は、同市に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

- (1) 報告者
小牧市
- (2) 報告年月日
2019年11月28日(木)
- (3) 調査実施期間
2018年6月4日(月)から2019年11月27日(水)まで
- (4) 汚染が判明した土地の所在地
小牧市民病院
小牧市常普請^{じょうぷし}1丁目20番の一部
- (5) 報告の根拠
土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第3条第8項
- (6) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過土壌 検出深度	超過区画数 /調査区画数 ^{注2}
ふっ素及び その化合物	1.1mg/L (1.4倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0~0.5m 2.0m	2/55

注1：()内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(7) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト又はコンクリート舗装で覆われており、
土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

小牧市は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、同市に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していくとともに、
周辺の状況を調査した上で、法に基づき土壌溶出量基準を超過した区画を要措置
区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 小牧市の連絡先

小牧市民病院管財課

小牧市常普請 1 丁目 20 番 0568-76-4131

4 調査対象地の概要

(1) 調査対象地の面積

5,443 m²

(2) 調査対象地の利用状況

当該地は、北側が 1961 年（昭和 36 年）頃には県厚生農業協同組合連合会病
院敷地として、1963 年（昭和 38 年）からは小牧市民病院敷地として利用され
ています。南側は、1985 年（昭和 60 年）代から小牧市民病院の敷地として利
用されています。ふっ素及びその化合物について、含有する薬液を小牧市民病
院の口腔外科で使用していた履歴があります。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質（ふっ素及びその化合物）について

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg 以下としています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）

○ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）（抄）

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

第3条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設であって、同条第2項第1号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2～6（略）

7 第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第1項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨命ずるものとする。

(要措置区域の指定等)

第6条 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

- 一 土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。
- 二 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。

2以下 略

(形質変更時要届出区域の指定等)

第11条 都道府県知事は、土地が第6条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

2以下 略